

# 平成29年度 京都市立梅津中学校「学校いじめ防止基本方針」

## 1 総則

### (1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれがあるものである。初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

### (2) 基本理念

いじめは、すべての生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないことと、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要なことを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

## 2 基本的施策

いじめは「ない」という概念を捨て、いじめが起こることは必ず「ある」という考えに立ち、いじめを起こさない（未然防止）、起こった時の素早い対応（具体的に機能する対応マニュアル）、事後指導とケア（事実関係の解明と原因の追及を行い、そこから出てきた課題をもとに、今までの指導方針の見直しを実施。さらに、被害を受けた生徒のメンタルケア、及び加害生徒を含む全校生徒への丁寧な個別・全体指導を徹底する。

### (1) 学校におけるいじめ防止

#### ①全教職員へのいじめ防止に対する基本的な考え方の共有と徹底

生徒指導における、自己指導力の育成をねらいとして、「自己存在感を与える」、「自己決定の場を与える」、「共感的人間関係を基盤とする」を意識することが、いじめ防止につながることを職員会や研修などで研鑽していく。

#### ②「世界に1つだけの花」の取組実施

自己有用感を高めるために毎週1回、教師が生徒のいいところを探し、学年掲示板で紹介する。年間を通して1人2回掲載されるように留意している。

#### ③フロアーパトロールの徹底

毎時間、授業がない教師がすべての学年フロアを巡回し、授業内の様子の確認と未然防止に努める。(エスケープ等の防止にも。)また、時々授業に入り込み課題を抱える生徒のフォローを行う。

#### ④全校道徳（トークイン梅津）の実施

1年間に3回、学年ごとにテーマを決めて全校集会の形で作文発表（自分の考えを弁論形式で伝える）を行う。そのことによって生徒個人が集団の中での自己存在感を高めることにつなげる。また、その際、話を聞くマナーや服装点検も実施。

### （2）いじめの早期発見のための措置

#### ①担任（副担任）とクラスの生徒全員との毎日一言交換

共感的人間関係を基盤とできるように、朝読書感想シートを利用して、毎日、全員の生徒と一言交換を行う。

#### ②教育相談の実施

6月と11月に、教育相談アンケートをもとにして個別に二者懇談を行う。

#### ③日常の生徒観察や随時の教育相談

学級日誌や教科担任との情報交換などあらゆる機会を捉えて生徒のささいな変化に気づき、生徒の実態把握に努める。

#### ④いじめに関するアンケート・クラスマネジメントシートを複数回実施

生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。また、結果から背景をさぐり早期の支援・指導を行う。

### （3）その他、日常的な取組

#### ①授業改善の充実

・京都市独自の「教育課程指導計画（京都市スタンダード）」に基づく授業計画を作成し、その計画のもと指導を徹底し、生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。今年度は、学ぶ意義を大切にした教育活動を推進し、学習内容や学習形態（グループ活動）を工夫する。

- ・各学年で指導すべき基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、すべての生徒に学習基盤の定着を図る。そのために日常的に学習規律（授業規律10ヶ条、話し方の基本、聞き方の基本）の確立に努める。

#### ②道徳教育の充実

生徒の道徳的実践力を育むため、道徳教育推進教師を中心に校内体制を確立し、保護者や地域の方々の参加・協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解、連携を深め、道徳の授業はもとより教育活動全体を通じて道徳教育の充実をはかる。そのためにこれまで行っている道徳の授業のカリキュラムを大切にしながらも、いじめの防止対策の基礎となる道徳的資質を培うための道徳の授業を、人権学習と合わせて実施していく。また、小中合同の研究授業で道徳の授業や参観授業での実施を考えている。

#### ③体験活動の充実

職業体験やボランティア活動等の体験活動や教科・総合的な学習の時間、特別活動と道徳の時間との関連を図り、道徳的価値の自覚を深める指導の充実を図る。

#### ④生徒が自主的に行う活動の支援

生徒会活動や生徒の主体的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己有用感を高め自己実現につなげる指導を進める。

#### ⑤生徒への啓発

京都市中学校生徒会宣言を様々な機会を捉え、生徒に周知し、生徒自らが規範について考え方行動実践できる力を育てる。そのために京都市中学校生徒会宣言にもとづく生徒会アンケートを実施し、生徒の実態を踏まえた自主的・自発的な生徒会活動を立案し推進できるよう指導する。また、いじめのない安心して通える梅中を創るための「梅津の志」、「いい言葉の日」の取組の充実を図る

#### ⑥保護者への啓発

- ・「子どもを共に育む京都市民憲章」を保護者・地域に広く周知し、共に子育てを進める。
- ・機会を捉えいじめ防止対策推進法の趣旨を保護者・地域に広く周知し、いじめの解消が保護者の理解・協力なしに進まないとの理解を広く求める。具体的には、『いじめられていないか?』と同等、『他の子どもをいじめていないか?』の家庭・地域での声かけを生み出していけるようにする。

## ⑦教師への啓発

個々の基本的人権に目を向け、いじめ防止に向けた研修会を定期的に開催し、いじめを見逃さない、いじめを見抜く、教師の資質を高める。

### 3 いじめの防止等に関する措置

#### (1) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

##### いじめ対策委員会

[実施予定] 月1回（※緊急に対応を要する場合は、この限りではない。）

[構成員] 校長 教頭 指導教諭 生徒指導主事 補導主任 各学年主任 養護教諭  
教育相談主任

[内容]

- ・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に生かす。
- ・定期的な未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。
- ・生徒指導委員会での情報交換に基づき、必要に応じて組織的な対応を検討し推進する。
- ・いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら「組織」で問題解決まで被害・加害双方に対し指導・支援を行う。

##### 【組織全体の役割】

- ・未然防止の推進など学校基本方針に基づく取組の実施計画の策定、進捗状況の確認、定期的検証
- ・教職員の共通理解と意識啓発（主に校長・教頭・生徒指導主任）
- ・生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発・意見聴取  
(主に校長・教頭)
- ・個別面談や相談の進捗状況の把握、及びその集計（主に教育相談主任）
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- ・発見されたいじめ事案への対応
- ・重大事態への対応

##### 【組織全体の行動計画】

毎週木曜日に生徒会活動・補導報告・スクールカウンセラー報告・保健室からの報告・各学年報告を中心に報告会を行い、学校基本方針に基づいて全員で検証する。

## 生徒指導委員会

[実施予定] 週 1 回

[構成員] 学校長 教頭 指導教諭 生徒指導主事 補導主任 各学年補導係 SC

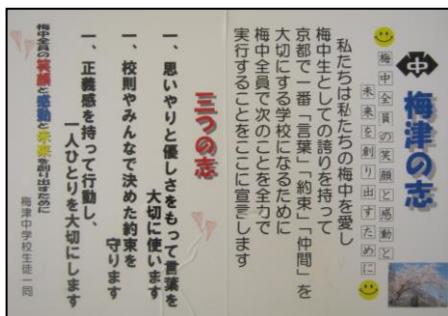
[内容]・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に生かす。

- ・問題行動に対する未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。
- ・問題行動を起こした生徒への支援・指導を検討し実践する。
- ・いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら「組織」で問題解決まで被害・加害双方に対し指導・支援を行う。

### (2) いじめに対する措置

- ・初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、解決に向けた取り組みを行う。
- ・いじめに対する措置については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの事実の有無を確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた生徒又は保護者への支援、いじめを行った生徒への指導又は保護者への助言、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、警察との連携などの適切な措置を講ずる。
- ・重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

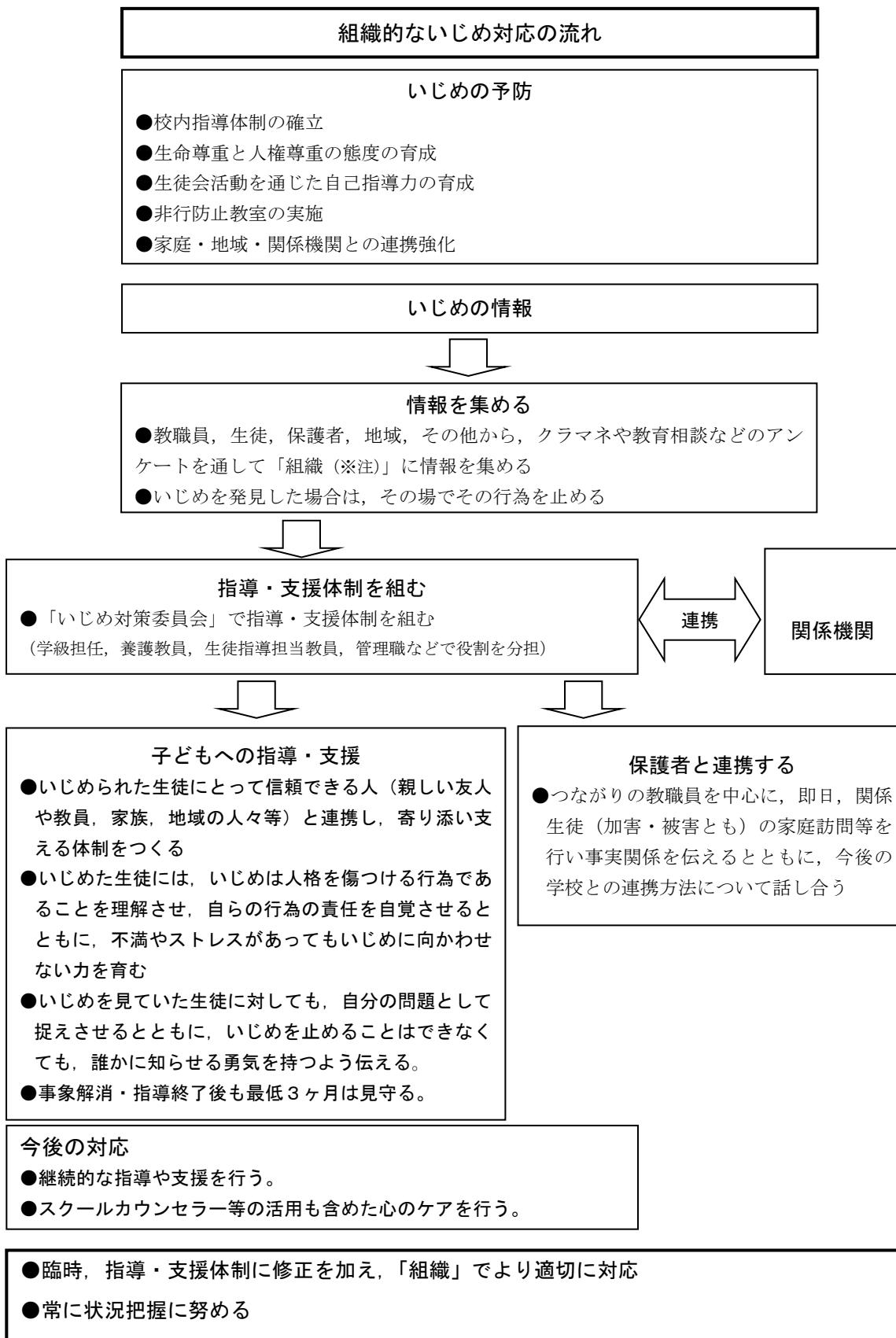
教室掲示用「梅津の志」



「いい言葉の日」幟



#### 4 重大事態への対処 一組織的ないじめ対応のフローチャート



## 5 年間計画（予定）

(1) いじめの防止等、生徒の健全育成に向けた取組を次掲の計画に基づき実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合もある。

### (2) いじめ防止に向けた行事・研修・取組の年間計画

(4月)	生徒指導研修会 朝読書シート	始業式（全校講話） 世界に1つだけの花	校内での見守り
(5月)	家庭訪問週間 朝読書シート	トークイン梅津 世界に1つだけの花	校内での見守り クラスマネジメントシート
(6月)	教育相談 朝読書シート 校内での見守り	教育相談アンケート 世界に1つだけの花	生徒総会 人権学習（仲間づくり） いじめに関するアンケート
(7月)	第Ⅰ期終業式（全校講話） 朝読書シート	三者懇談 世界に1つだけの花	校内での見守り
(8月)	生徒指導研修会 朝読書シート	生徒会学習会 世界に1つだけの花	教育相談アンケートの集計 校内での見守り
(9月)	体育大会 朝読書シート	合唱コンクール 世界に1つだけの花	学年発表（①貼り絵・②ドラマ・③劇） 校内での見守り
(10月)	合唱コンクール 朝読書シート 校内での見守り	学年発表（貼り絵・ドラマ・劇） 世界に1つだけの花	トークイン梅津 クラスマネジメントシート
(11月)	教育相談 朝読書シート	教育相談アンケート 世界に1つだけの花	生徒本部選挙 校内での見守り いじめに関するアンケート
(12月)	クリスマス会（1年） 朝読書シート	第Ⅱ期終業式（全校講話） 世界に1つだけの花	三者懇談 校内での見守り
(1月)	第Ⅲ期始業式（全校講話） 朝読書シート	修学旅行 世界に1つだけの花	服育講話 校内での見守り
(2月)	トークイン梅津 朝読書シート	3年生を送る会 世界に1つだけの花	クラスマネジメントシート 校内での見守り
(3月)	3年生を送る会 朝読書シート	第Ⅲ期終業式（全校講話） 世界に1つだけの花	校内での見守り